

証券コード 7245
平成27年6月5日

株 主 各 位

名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルディング13階
大同メタル工業株式会社
代表取締役会長 判 治 誠 吾

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第107期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第107期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日の受付開始時間は午前9時を予定いたしております。
- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daidometal.com/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では、雇用環境や個人消費が堅調に推移するなど、緩やかな景気回復が続きましたが、欧州経済は、雇用環境の改善など持ち直しの兆しがみられたものの、地政学リスクの長期化や不安定なギリシャ情勢等を背景に足踏み状態で推移いたしました。中国では、一定の経済成長を維持しつつも、住宅市場の不振など景気の減速感が強まり、また資源国や新興国においても鉱物資源価格の下落による影響などもあり、総じて不安定な状況で推移いたしました。

わが国経済は、政府及び日本銀行による経済・金融政策等を背景とした円安が定着したことに伴い、輸出関連企業を中心に企業の業績改善などの効果が現れた一方で、消費税増税による影響の長期化等により個人消費の持ち直しは足踏み状態が続くなど、依然景気はまだら模様な状況で推移いたしました。

当社グループの主要産業分野である自動車業界につきましては、世界の新車販売台数（平成26年）は8,720万台（前年比3.5%増）と、5年連続で過去最高を更新いたしました。これは、米国市場が引き続き好調なことに加え、販売台数の伸び率が縮小したものの中国の需要が寄与したことから世界全体の新車販売台数の伸びを支えました。

しかしながら、国内の自動車生産台数（平成26年度）は959万台と、前年度に比べて3.2%の減少となり、5年ぶりに前年度実績を下回りました。これは消費税増税前の駆け込み需要の反動減や輸出の減少などの影響によるものですが、その反面、国内自動車メーカーの海外における生産の増加により海外生産台数は1,747万台（前年比4.3%増）となり、5年連続で過去最高を更新いたしました。

非自動車分野における造船業界につきましては、世界全体の新造船受注量は、当期中半期においては堅調に推移したものの下半期は鈍化傾向となりましたが、国内造船メーカーは円安効果による価格競争力の回復や、エコシップ等高付加価値船の需要増に伴い年間を通し緩やかながらも回復基調に向かいました。建設機械業界につきましては、国内出荷金額は、東日本大震災復興事業やインフラ整備をはじめとした公共関連事業が落ち着いたことにより前年度に比べて1.5%減少したものの、輸出は前年度比9.0%増加したことにより、出荷の合計金額は前年度に比べて4.5%の増加となりました。海外市場では、一般建設機械について北米並びに欧州市場において需要が堅調に推移したものの、中国での不動産開発投資の減速並びに資源国向け鉱山機械の需要の低迷により、業界全体の需要環境は本格的な回復傾向には至っておりません。

一般産業分野につきましては、海外向けを中心とした電力・エネルギー関連の発電設備の需要が堅調に推移いたしました。

このような市場環境下にあつて、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、自動車関連分野は欧州及び北米のビジネス拡大や、アジア地域においても中国をはじめとした各拠点とも順調に受注を伸ばすことができ、また非自動車分野では厳しい市場環境下においても国内外での受注活動による成果に加え、円安効果などから、全てのセグメント及び地域で売上高が増加いたしました。

その結果、当社グループの連結売上高は過去最高となる850億15百万円となり、前年度に比べて76億65百万円（+9.9%）の増収となりました。

利益面につきましては、大同メタルメキシコ S. A. DE C. V. の生産立ち上げによる初期先行費用の増加はあったものの、増収効果及び利益拡大へ向けた原価低減活動の強化等により、営業利益は76億33百万円と前年度に比べて2億65百万円（+3.6%）の増益となりました。経常利益は為替差益が前年度に比べ5億10百万円減少したものの、支払利息の減少（前年度対比1億70百万円減少）などもあり81億29百万円と前年度に比べて66百万円（+0.8%）の増益となりました。当期純利益は44億59百万円と前年度に比べて2億75百万円（△5.8%）の減益となりましたが、これは、前年度において旧東京工場の跡地売却益等で特別利益8億96百万円を計上したことなどによるものであります。

セグメント別の外部顧客への売上高は次のとおりであります。

なお、平成25年7月1日付の組織変更により、従来「非自動車用軸受」に含めておりました金属系無潤滑軸受事業を「その他」に変更しております。下記は、変更後の区分方法により比較したものであります。

① 自動車用エンジン軸受

欧州、北米並びにアジア地域（主に中国、タイ、韓国）での売上が伸長したことに加え、円安効果も相俟って海外市場での売上高の増加が寄与し、前年度を上回ることができました。

その結果、売上高は552億65百万円と、前年度に比べて52億44百万円（+10.5%）増加いたしました。

② 自動車用エンジン以外軸受

自動車部品用の軸受につきましては、国内及び欧州を中心とした拡販活動の成果により、受注が増加したことから前年度を上回ることができました。

その結果、売上高は163億62百万円と、前年度に比べて13億70百万円（+9.1%）増加いたしました。

③ 非自動車用軸受

造船、建設機械業界の厳しい状況下において、国内外の受注獲得に傾注したことや、一般産業用の特殊軸受の売上が堅調に推移したことなどから前年度を上回ることができました。

その結果、売上高は125億46百万円と、前年度に比べて8億90百万円（+7.6%）増加いたしました。

④ その他

不動産賃貸事業等及び金属系無潤滑軸受事業のその他売上高は8億40百万円と、前年度に比べて1億59百万円（+23.5%）増加いたしました。

（事業別売上高）

事業別	売上高（百万円）	
	平成25年度 第106期	平成26年度 第107期 (当連結会計年度)
自動車用エンジン軸受	50,021	55,265
自動車用エンジン以外軸受	14,992	16,362
非自動車用軸受	11,655	12,546
その他	680	840
合計	77,350	85,015

（注）売上高は、外部顧客に対するものを記載しております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において、金融機関からの借入による資金調達や株式又は社債の発行による資金調達で重要なものはありません。

② 設備投資

当社グループは、以前より欧州を中心とした海外市場の拡大に向けた積極的な販売活動を展開してきた結果、既に世界No.1シェア（当社推定）にあった「低速ディーゼルエンジン用（大型船用）軸受」に続いて、「すべり軸受分野（全ての用途の合算）」及び「自動車用エンジン軸受分野」においての世界No.1シェア（当社推定）を達成しました。これらの拡販の成果により、近い将来を見据えた生産能力の拡充が急がれており、地域別、業種別の優先度を見極めつつ設備増強を進めております。

そのため、年間の設備投資総額は、前年度と概ね同レベルの105億97百万円（前年度実績比2億41百万円の減少）となりました。

（当連結会計年度における主な設備投資の内容）

- ・メキシコ、ロシア、タイ、中国等の海外生産拠点での自動車用エンジン軸受の生産能力増強投資
- ・国内生産拠点での自動車用及び非自動車用軸受の生産能力増強投資、バイメタル（軸受材料）の生産能力増強投資
- ・情報システム関連投資など

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	平成23年度 第104期	平成24年度 第105期	平成25年度 第106期	平成26年度 第107期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	70,326	70,886	77,350	85,015
営 業 利 益 (百万円)	9,523	6,286	7,368	7,633
経 常 利 益 (百万円)	8,947	6,935	8,063	8,129
当期純利益 (百万円)	5,435	4,385	4,735	4,459
1株当たり当期純利益(円)	136.44	110.10	118.89	112.00
純 資 産 (百万円)	34,163	40,062	46,733	53,093
総 資 産 (百万円)	88,402	92,314	104,099	116,533

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	平成23年度 第104期	平成24年度 第105期	平成25年度 第106期	平成26年度 第107期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	61,673	57,454	58,978	67,269
営 業 利 益 (百万円)	6,235	3,778	3,994	5,296
経 常 利 益 (百万円)	6,100	4,067	4,611	6,220
当期純利益 (百万円)	3,688	2,740	3,387	4,000
1株当たり当期純利益(円)	92.59	68.79	85.04	100.46
純 資 産 (百万円)	30,659	32,995	36,039	39,301
総 資 産 (百万円)	69,009	68,210	69,245	77,042

(4) 対処すべき課題

中期経営計画の実行

中期経営計画「呼称:Together To The Top（ともにトップを目指そう）平成24年度から平成29年度」では、①世界で唯一のすべり軸受総合メーカーとしての、すべり軸受世界トップシェア（当社推定）の持続、②すべり軸受のコア製品である自動車用エンジン軸受の更なるシェア拡大と世界トップシェア（当社推定）の堅持、③既に世界トップシェアにある大型船舶を除く船用・建設機械用・回転機械用等の非自動車各分野における軸受世界トップシェアの獲得、④国内外の売上拡大に対応した世界5極体制の整備・増強、⑤技術立社としての技術的優位性の持続と世界各地のニーズに応えるための研究開発強化、⑥強固な財務基盤の構築を主なテーマとしております。

平成24年度から平成26年度までの第1ステージでは、事業基盤の拡充と再構築を図るべく、特に売上拡大に対応したグローバルベースでの生産能力の増強に取り組み、平成27年度から平成29年度までの第2ステージの最終年度において、当社グループのチャレンジ目標である「連結売上高1,110億円、営業利益167億円、営業利益率15%以上」の達成、並びに『すべり軸受の全産業分野での世界トップシェア獲得』の実現を目指す計画であります。

第1ステージにおける事業基盤の拡充と再構築に向けた取り組みにつきましては、平成24年にダイナメタルCO.,LTD.(タイ)の第3工場及び大同精密金属(蘇州)有限公司の第2工場が完成いたしました。また平成25年には大同メタルチェコス.r.o.の第2工場、PT.大同メタルインドネシアの第2工場及び新たに進出した大同メタルメキシコ S.A.DE C.V.の新工場が完成いたしました。同晟金属株式会社(韓国)は、現地自動車メーカーを中心とした需要に対応するため機械加工設備を増設し生産能力を増強する計画を進めております。また、大同メタルロシアLLCにおいては、外資系自動車メーカーの本格生産やトラック市場を睨んだ生産対応を進めております。これら当社グループの事業基盤の整備、拡充を進めることで、日本・米国・欧州・アジア・中国の5極体制をより一層強固なものとしてまいります。

売上拡大への取り組みにつきましては、販売体制の強化、顧客への技術サポートの充実、地域固有ニーズの的確な把握と対応、それに当社グループの市場環境の変化に合わせたサポート体制により、目標達成に向けて邁進してまいります。具体的には、メキシコにおける販売体制強化に向けた大同メタルメキシコ販売S.A.DE C.V.の設立、中国国内での拡販活動の強化に向けた大同精密金属(蘇州)有限公司の広州分公司(広州支店)の設置、技術サポート面では、チェコに欧州テクニカルセンターを設置し、当社グループ全体で

組織体制強化を進めてまいりました。

また、売上拡大への取り組みと同時に、更なる利益創出に向けた収益改善活動を推進し、特に自動車用エンジン軸受の新工法機械加工ライン及びコンパクト機械加工ラインの国内外への導入準備などを進め、生産性向上に取り組んでまいりました。

中期経営計画の第2ステージ（平成27年度から平成29年度）における主な課題は、当社グループのチャレンジ目標である「連結売上高1,110億円、営業利益167億円、営業利益率15%以上」の達成、並びに『すべり軸受の全産業分野での世界トップシェア獲得』を実現させることです。具体的には、メキシコ事業の黒字化、BBL大同プライベートLTD.（インド）における自動車用エンジン軸受事業の立上げ、大同メタルロシアLLCにおけるトラック用軸受及び外資系自動車メーカー向け軸受事業への取り組み、また、軸受材料であるパイメタルの生産能力増強のため平成27年4月に設立した大同メタル佐賀株式会社での生産立上げなど、計画に沿って着実に目標達成を目指して活動してまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化いたしておりますが、世界各地の市場動向やニーズに対して機敏かつ適切に対応しながら、新製品の開発、新市場の開拓に注力すると同時に、更なる生産合理化とお客様へのサービス向上を図るとともに、コンプライアンスの徹底やコーポレート・ガバナンスの体制強化に加え、平成27年3月に金融庁や東京証券取引所によって策定されたコーポレートガバナンス・コードを踏まえての社内体制の充実に向けた取り組みにより、お客様や株主の皆様をはじめとするステークホルダーから信頼・共感を得られるよう、今後とも当社グループ一丸となって企業価値の向上に努めてまいります。

※文中における将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社グループが判断した一定の前提に基づいたものであります。

これらの記載は実際の結果とは異なる可能性があり、その達成を保証するものではありません。

(5) 主要な事業内容

主要な事業部門	事業内容
自動車用エンジン軸受	自動車（乗用車・トラック・レーシングカー）エンジン用軸受、二輪エンジン用軸受、エンジン補機（ターボチャージャー・バルancer機構）用軸受など
自動車用エンジン以外軸受	自動車部品（トランスミッション、ショックアブソーバー、空調用コンプレッサー、ステアリング、インジェクションポンプ等）用軸受など
非自動車用軸受	低速（2サイクル）ディーゼルエンジン用軸受、中高速（4サイクル）ディーゼルエンジン用軸受、発電（水車・タービン等）用軸受、産業用（コンプレッサー・増減速機等）軸受、ロータリーポンプ、集中潤滑装置（工作機械用）、キャパシタ用電極シートなど
その他	金属系無潤滑軸受事業、不動産賃貸事業など

(6) 企業集団の主要拠点及び使用人の状況

① 企業集団の主要拠点

ア. 当社

本 社	本店（名古屋市中区）、東京本社（東京都品川区）
国内販売拠点	東京支店（東京都品川区）、名古屋支店（愛知県犬山市）、大阪支店（大阪市淀川区）、浜松営業所（浜松市中区）、広島営業所（広島市南区）、九州営業所（長崎県長崎市）※
国内生産拠点	犬山事業所（バイメタル製造所、犬山工場、前原工場、TMB S（ターボマシナリーベアリングシステム）工場、その他）（愛知県犬山市）、岐阜工場（岐阜県郡上市）

※ 平成27年4月1日付で、北関東営業所（埼玉県熊谷市）を開設いたしました。

イ. 子会社等

国内販売拠点	大同メタル販売㈱（愛知県犬山市）、エヌデーシー販売㈱（千葉県習志野市）
海外販売拠点	大同メタル U.S.A. INC.（米国）、大同メタルメキシコ販売 S.A. DE C.V.（メキシコ）、中原大同股份有限公司（台湾）、大同メタルドイツ GmbH（ドイツ）、大同メタルヨーロッパ LTD.（イギリス）
国内生産拠点	エヌデーシー㈱習志野工場（千葉県習志野市）、エヌデーシー㈱神崎工場（千葉県香取郡）、大同プレーンベアリング㈱（岐阜県関市）、大同インダストリアルベアリングジャパン㈱（愛知県犬山市）※
海外生産拠点	ダイナメタルCO., LTD.（タイ）、同晟金属㈱（韓国）、PT. 大同メタルインドネシア（インドネシア）、大同精密金属（蘇州）有限公司（中国）、大同メタルメキシコ S.A. DE C.V.（メキシコ）、大同インダストリアルベアリングヨーロッパ LTD.（イギリス）、大同メタルコトールAD（モンテネグロ）、大同メタルチェコス. r. o.（チェコ）、大同メタルロシア LLC（ロシア）、韓国ドライベアリング㈱（韓国）、BBL大同プライベートLTD.（インド）
国内のその他の拠点	大同ロジテック㈱（愛知県犬山市）、㈱アジアケルメット製作所（東京都大田区）

※ 平成27年4月10日付で、大同メタル佐賀㈱（佐賀県武雄市）を設立いたしました。

② 使用人の状況

ア. 企業集団の使用人

使用人数(名)		前期末比増減(名)
国内	2,035	増 112
海外	2,286	増 151
合計	4,321	増 263

(注) 1. 上記のほか、臨時従業員(計589名)を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

イ. 当社の使用人

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,185	増 55	37.2	14.2

(注) 1. 上記のほか、臨時従業員(計258名)を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

名称	資本金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
(連結子会社)				
大同ロジテック(株)	45百万円	100.0%	物流業、保険代理店業	
大同メタル販売(株)	100百万円	100.0%	軸受の販売	
大同ブレンバアリング(株)	300百万円	100.0%	軸受の製造	
エヌデーシー(株)	1,575百万円	39.8%	軸受等の製造	注1
エヌデーシー販売(株)	90百万円	100.0% (100.0%)	軸受・カルムの販売、保険代理店業	注2
大同インダストリアルベアリングジャパン(株)	80百万円	100.0%	軸受の製造	

名 称	資 本 金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
㈱アジアケルメット製作所	55百万円	100.0%	不動産賃貸等	
中原大同股份有限公司	120百万新台幣元	50.0%	軸受の販売	注1
同 晟 金 属 (株)	6,120百万 韓国ウォン	50.0%	軸受の製造・販売	注1
ダイナメタルCO.,LTD.	200百万 タイバーツ	50.0%	軸受の製造・販売	注1
PT.大同メタルインドネシア	13,748百万 インドネシアルピア	50.0%	軸受の製造・販売	注1
大同精密金属(蘇州)有限公司	115,714千人民币元	90.2% (16.2%)	軸受の製造・販売	注2
大同メタルU. S. A. INC.	20,900千米ドル	100.0%	軸受の製造・販売	
大同メタルメキシコ S.A.DE C.V.	283,328千 メキシコペソ	100.0% (0.0%)	軸受の製造	注2
大同インダストリアルベアリングヨーロッパAD.	13,500千英ポンド	100.0%	軸受の製造	
大同メタルコトールAD	26,535千ユーロ	99.6%	軸受の製造・販売	
大同メタルドイツGmbH	500千ユーロ	100.0%	軸受の販売	
大同メタルチェコス. r. o.	50百万 チェココルナ	100.0%	軸受の製造・販売	
大同メタルヨーロッパLTD.	3,613千英ポンド	100.0%	軸受の販売	
大同メタルロシアLLC	330百万 ロシアルーブル	99.8%	軸受の製造・販売	
大同メタルメキシコ販売S.A.DE C.V.	2,644千 メキシコペソ	100.0% (0.0%)	軸受の販売	注2
(持分法適用非連結子会社) 韓国ドライベアリング㈱	3,100百万 韓国ウォン	50.0% (50.0%)	軸受の製造・販売	注1, 2
(持分法適用関連会社) BBL大同プライベートLTD.	124百万 インドルピー	50.0%	軸受の製造・販売	

(注) 1. 議決権の所有割合は、100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,450
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,918
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	3,408
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,770
シ テ ィ バ ン ク 銀 行 株 式 会 社	2,051

(9) 剰余金の配当等の決定の方針

当社は、株主の皆様へ、経営成績及び配当性向を考慮した適切な利益還元と、将来の事業展開、研究開発の拡充、経営基盤強化及び経営環境の変化などのための内部留保資金を総合的に勘案し、長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については定款規定に従い取締役会であります。

当期の期末配当につきましては、基本方針に基づき、通期の連結業績などを総合的に勘案した結果、1株当たり10円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当実績1株当たり10円を加えた年間配当は1株当たり20円となります。

なお、次期の配当につきましては、当期より6円増配の、1株当たり年間26円(中間配当13円、期末配当13円)を予定いたしております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 44,956,853株(自己株式数5,139,512株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,468名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,046	5.13
三井住友信託銀行株式会社	1,978	4.96
株式会社みずほ銀行	1,977	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,928	4.84
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,822	4.57
東京海上日動火災保険株式会社	1,661	4.17
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	1,653	4.15
大同メタル友栄会持株会	1,183	2.97
ザ セリ ワタナ インダストリー カンパニー リミテッド 703000	1,000	2.51
日新製鋼株式会社	909	2.28

- (注) 1. 当社は、自己株式5,139,512株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式(5,139,512株)を控除して計算しております。

(5) 単元株式数の変更

当社は、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、会社法第195条第1項の規定に基づき、平成26年11月13日開催の取締役会決議により定款を変更し、平成27年1月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当・管掌及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼最高経営責任者	判 治 誠 吾	一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事 副会長及び同中部支部 支部長 (株)ニチレイ 社外取締役
代表取締役社長 兼最高執行責任者	樫 山 恒 太 郎	管掌：バイメタル製造所、品質企画室、 監査センター
取 締 役 常 務 員 兼 上 席 執 行 役 員	佐々木 利 行	経営・財務企画ユニット長 管掌：総務センター
取 締 役 兼 上 席 執 行 役 員	河 村 康 雄	第3カンパニープレジデント
取 締 役 兼 上 席 執 行 役 員	井 川 雅 樹	人事企画ユニット長 兼 大同メタルカレ ッジ学長 管掌：購買センター
常 勤 監 査 役	玉 谷 昌 明	—
監 査 役	田 辺 邦 子	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー (株)ディスコ 社外監査役
監 査 役	松 田 和 雄	日本精工(株) 特別顧問 NSKワナー(株) 監査役

(注) 1. 監査役 田辺邦子氏及び松田和雄氏は、社外監査役であります。

また、田辺邦子氏は、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員
であります。

2. 監査役 田辺邦子氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有する
ものであります。

3. 監査役 松田和雄氏は、金融機関、事業会社の取締役及び監査役を歴任するなど財務及び会
計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中の取締役の担当及び管掌の異動の状況

異動年月日	氏 名	新	旧
平成26年4月1日	樫 山 恒 太 郎	管掌：バイメタル製造所、 品質企画室、監査センター	管掌：バイメタル製造所、 品質企画室、監査センター、 内部統制推進センター
平成26年4月1日	井 川 雅 樹	人事企画ユニット長 兼 大同メタルカレッジ学長 管掌：購買センター	人事企画ユニット長 兼 大同メタルカレッジ学長 兼 犬山事業所長 管掌：環境安全センター、 購買センター

5. 平成27年4月1日以後の取締役の担当及び管掌の異動の状況

異動年月日	氏名	新	旧
平成27年4月1日	樫山 恒太郎	管掌：バイメタル製造所、品質企画室、監査センター、生産技術センター、第3カンパニー	管掌：バイメタル製造所、品質企画室、監査センター
平成27年4月1日	河村 康雄	第1カンパニープレジデント	第3カンパニープレジデント
平成27年4月10日	佐々木 利行	経営・財務企画ユニット長兼 大同メタル佐賀㈱代表取締役社長(非常勤) 管掌：総務センター	経営・財務企画ユニット長 管掌：総務センター

6. 当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動の状況

異動年月日	氏名	新	旧
平成26年6月30日	松田 和雄	日本精工㈱特別顧問 NSKワーナー㈱監査役	日本精工㈱特別顧問 NSKワーナー㈱監査役 NSK(CHINA) INVESTMENT CO., LTD. 董事長

7. 平成27年4月1日以後の監査役の重要な兼職の異動の状況 (予定を含みます。)

異動年月日	氏名	新	旧
平成27年6月17日及び同月23日	田辺 邦子	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー KDDI ㈱社外取締役	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー ㈱ディスコ 社外監査役
平成27年6月25日	松田 和雄	日本精工㈱特別顧問 NSKワーナー㈱監査役 住友ベークライト㈱社外監査役	日本精工㈱特別顧問 NSKワーナー㈱監査役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬	役員賞与	報酬等の額合計
取 締 役	5 名	194百万円	147百万円	341百万円
監 査 役 (社外監査役)	3 名 (2)	36百万円 (21)	—百万円 (—)	36百万円 (21)

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員賞与は、平成27年6月26日開催の第107回定時株主総会第6号議案が原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定額であります。
3. 平成18年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）は、年額400百万円以内であります。
4. 平成18年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額45百万円以内であります。

【役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針】

(a) 取締役の報酬について

取締役会で制定した取締役報酬規程において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持並びに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

また、報酬の客観性・透明性を確保することなどを目的に、社外メンバー・社内メンバーで構成するアドバイザリーボード（以下「ボード」といいます。）を設置し、個別の支給額等を協議・決定しております。

具体的な体系、決定方法などは次のとおりです。

(i) 取締役の報酬体系を「月額報酬」と「賞与」により構成します。

なお、社外取締役を選任した場合の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、「月額報酬」のうち「固定報酬」のみとします。

(ii) 「月額報酬」

- ・ 役位に応じた業務執行の役割・責任等に対する「固定報酬」と、前事業年度の会社の連結業績指標に連動し個人別の会社への貢献度も加味した「連結業績連動報酬」から構成されます。
- ・ 月額報酬の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、連結売上高、連結当期純利益に応じた支給割合に基づき、ボードの決定案を踏まえて、取締役会において決定されます。

(iii) 「賞与」

- ・ 株主総会に付議する支給総額は、株主に対する配当の額に応じて一定の上限を設けるとともに、ボードの決定案を踏まえて、取締役会において決定します。
- ・ 個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、連結売上高、連結当期純利益に応じた支給割合に基づき、ボードの決定案を踏まえて、取締役会において決定されます。

(b) 監査役の報酬について

監査役の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。個別の支給額は、監査役の協議により決定します。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人の業務執行者及び社外役員等としての重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
田辺 邦子 (社外監査役)	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー	当社は、田辺総合法律事務所との間で顧問契約を締結しており、毎年顧問料を支払っておりますが、その額は同弁護士事務所の規模に比して少額であり、同氏は当該顧問契約には含まれず、また当社の依頼案件に関与していません。
	(株) ディスコ 社外監査役	当社は、(株)ディスコとの間に取引関係はありません。
松田 和雄 (社外監査役)	日本精工(株) 特別顧問	当社は、日本精工(株)との間に特段開示すべき関係はありません。
	NSKワナー(株) 監査役	当社は、NSKワナー(株)との間で製品販売等の取引がありますが、当社の連結売上高に占める割合は0.7%と僅少であります。

(注) なお、松田和雄氏は、当社の取引先かつ大株主である(株)みずほ銀行に在籍しておりましたが、平成15年5月に同氏が同行を退任してから10年以上が経過いたしております。当社は(株)みずほ銀行との間で借入、預金等の取引があります。

② 各社外役員の名な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
監査役	田辺 邦子	平成26年度開催の、取締役会15回及び監査役会15回の全てに出席しております。 弁護士としての豊富な経験に基づき、主に企業法務に精通した専門の見地から適宜発言を行っております。
監査役	松田 和雄	平成26年度開催の、取締役会15回及び監査役会15回の全てに出席しております。 長年、銀行や証券会社で培ってきた財務及び国際業務等に精通しており、また製造会社の経営に携わった知識、経験を活かし、企業経営の会計及び業務執行を統治する十分な見識を有しており、広範な見地から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第98回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社としては、国際業務に精通し、かつ豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただける人材を社外取締役として確保すべく努力してまいりましたが、近時までかかる人材を確保するには至らず、また、かかる人材以外の者を社外取締役として選任することは適当でないと判断していたことから、これまで社外取締役を選任しておりませんでした。

今般、武井敏一氏という適任者を得ることができましたので、平成27年6月26日開催の第107回定時株主総会において、同氏を社外取締役候補者としております。同氏の略歴等につきましては、第3号議案をご確認ください。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 1. 当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは以下のとおりです。

- ・ 同晟金属(株)（韓国）
- ・ 大同精密金属（蘇州）有限公司（中国）
- ・ 中原大同股份有限公司（台湾）
- ・ PT. 大同メタルインドネシア（インドネシア）
- ・ ダイナメタルCO., LTD.（タイ）
- ・ 大同メタルU. S. A. INC.（米国）
- ・ 大同メタルメキシコS. A. DE C. V.（メキシコ）
- ・ 大同メタルメキシコ販売S. A. DE C. V.（メキシコ）
- ・ 大同メタルコトールAD（モンテネグロ）
- ・ 大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.（イギリス）
- ・ 大同メタルドイツGmbH（ドイツ）
- ・ 大同メタルチェコス. r. o.（チェコ）
- ・ 大同メタルヨーロッパLTD.（イギリス）
- ・ 大同メタルロシアLLC（ロシア）

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ・ 会社法第340条第1項各号に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、信用力、監査報酬、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が必要と判断された場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。
- ・ 会社法第340条第1項各号に定める場合が発生し、かつ、株主総会を開催して会計監査人を解任することが適当でない程の緊急性がある場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。
- ・ 監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に際しては、できる限り早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集及び審議を行うものとし、会社法第340条第1項、第4項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任又は不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条第1項、第3項に基づき、その監査能力、信用力、監査報酬等を総合的に勘案した上で、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。

6. 株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社の株式会社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会議事録、稟議決裁書等の取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、機密文書・重要文書の保存管理について規定した社内規程に則り、保存・管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 「リスク管理規程」に基づき、リスクを適正に管理する体制を整備する。
- 「リスク管理委員会」において、経営・コンプライアンスリスクを主な対象として、それらに内在するリスクを評価・把握するとともに、対応策を検討する。その結果、リスクの重要性により、経営会議に諮り、横断的な事項についてはその対応方法を決定する。
- 有効なコンプライアンスの態勢を確保するためにコンプライアンスユニットを設置し、全社のリスク管理及びコンプライアンス管理を強化する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 中期経営計画や年度基本方針を策定し、これらに基づき各部門で方針・計画を策定する。また、重要な意思決定事項については経営会議において多面的な検討をし、計画、具体的な実施策について定期的にレビューを行うことにより、業務執行の実効性を高める。
- 職務権限の範囲や社内カンパニー制の在り方を含め、社内組織及びその体制について効率的な職務分掌ないし権限の分配が行われているか定期的に検証する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 業務の正当性、妥当性、効率性、遵法性を確保するための監査センターによる内部監査体制を整備する。
- 「企業行動倫理委員会」は、コンプライアンスの強化・徹底を図るため、コンプライアンスリスクの未然防止に関する課題の明確化と対応策の策定・推進を統括的に展開する。
- 「企業行動倫理委員会」は、会社規則や法令など遵守していくうえでの「行動基準」を制定し、必要に応じて取締役会の承認を経て、その内容を改訂する。
- 当社及びグループ会社は、「行動基準」を活用し、従業員に対するコンプライアンス教育・研修を定期的実施する。
- 内部通報体制における倫理相談窓口・各種相談窓口について従業員に周知徹底する。

- ・ 「行動基準運用管理規程」に基づき、コンプライアンス及び内部通報にかかる体制の整備及び運用を行う。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社及びグループ会社間における職務の効果性・効率性を確保するため、関係会社に関わる規程を適宜、必要に応じて見直しする。
 - ・ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社に対し、当社関係会社に係る規程に基づき、会社の経営管理に関わる事項について業務監査を実施し、業務活動が適正かつ効果的に行われているか否かの検証を定期的に行う。
 - ・ グループ会社は当社取締役会に対し、業務執行状況並びに財務状況等について定期的に報告を行い、当社並びにグループ会社間との情報の交換を図る。
 - ・ 当社及びグループ会社は、グループ方針並びに経営の在り方などを決定する会議体を形成し、連携体制を確立する。
 - ・ グループ会社は当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、そのほかコンプライアンス上に問題があると認められる場合には、倫理相談窓口又は各種相談窓口に報告する。重要性の高いものについては監査役に報告を行い、監査役は必要に応じて意見を述べ、取締役に対し、その改善・是正策を求めるものとする。
 - ・ 当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、必要な規程・手順等を定め、適正かつ有効に運用及び評価する体制を構築し、また全社的にその維持、強化をすべく「内部統制推進センター」を設置し、内部統制における統括、業務の推進を行う。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ・ 監査役を補助すべき部門として、取締役から独立した「監査役事務局」を設置する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 「監査役事務局」の人事異動及び人事考課については、監査役会は、事前に報告を受け、必要な場合は人事担当役員に変更を申し入れることができるものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は法定事項に加え、次の事項を遅滞なく監査役に報告する。

- ア. 経営会議で審議・報告された案件
- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
- ウ. 監査センター及びその他の内部監査部門が実施した業務監査の結果
- エ. 取締役が整備する内部通報体制の状況及び情報の内容
- オ. 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的な会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・ 当社は、企業倫理の基本原則を定めた「行動憲章」の第7条に「反社会的勢力に対する姿勢」を掲げ、企業の健全な活動に脅威を与える勢力・団体には毅然とした態度で対決することを謳っております。
- ・ 当社は、総務センターが所管部門として全社的な統括を行っており、外部機関（関係する官公庁・団体・弁護士等）との連携を密にするとともに、反社会的勢力と疑わしい団体等の情報収集に努め、社内展開と注意喚起等を含めた一元管理を行っております。
- ・ 「行動憲章」に則り、事業活動を遂行するうえでの具体的遵守事項を定めた「行動基準」を全役職員に配布し、「反社会的勢力への対応」を明示のうえ、啓蒙を図っております。

なお、当社は、改正会社法の施行（平成27年5月1日）に伴い、平成27年4月28日開催の取締役会において、株式会社の業務の適正を確保するための体制を次の通り見直す旨決議しております。

株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社の株式会社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役会議事録、稟議決裁書等の取締役の職務執行に係る文書、電磁的記録その他の情報は、機密文書・重要文書の保存管理について規定した「文書管理規程」に則り、保存・管理する。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 「リスク管理規程」に基づき、リスクを適正に管理する体制を整備する。
- ・ 「リスク管理委員会」において、経営・コンプライアンスリスクを主な対象として、それらに内在するリスクの内容及び程度を評価・把握するとともに、対応策を検討する。また、リスクの重要性によっては、経営会議（取締役会又は経営戦略会議をいう。以下同じ）に諮り、全社横断的な事項についてはその対応方法を決定する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 中期経営計画や年度基本方針を策定し、これらに基づき各部門で方針・計画を策定する。また、重要な意思決定事項については経営会議において多面的な検討をし、計画、具体的な実施策について定期的にレビューを行うことにより、職務執行の実効性を高める。
- ・ 職務権限の範囲や社内カンパニー制の在り方を含め、社内組織及びその体制について効率的な職務分掌ないし権限の分配が行われているか定期的に検証する。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は職務執行の正当性、妥当性、効率性、遵法性を確保するための監査センターによる内部監査体制を整備する。
- ・ 当社はコンプライアンスの態勢を確保するためにコンプライアンスユニットを設置する。
- ・ コンプライアンスユニットは、コンプライアンスの強化・徹底を図るため、リスクの未然防止に関する課題の明確化と対応策の策定・推進を統括的に展開する。
- ・ 「企業行動倫理委員会」は、会社規則や法令など遵守していくうえでの「行動憲章」、「行動基準」を立案し、必要に応じて取締役会の承認を経て、その内容を改訂する。
- ・ 当社は、「行動憲章」、「行動基準」を活用し、従業員に対するコンプライアンス教育・研修を定期的実施することにより、コンプライアンスの意識の周知徹底を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社及びグループ会社間における職務の効果性・効率性を確保するため、「関係会社管理規程」を適宜、必要に応じて見直しする。
- ・ グループ会社は当社取締役会に対し、業務執行状況及び財務状況等について「経營業績月報」等で定期的に報告を行い、当社及びグループ会社間との情報の

交換を図る。

- ・ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、必要な規程・手順等を定める。また、財務報告を適正かつ有効に運用及び評価する体制を整備し、また全社的にその維持、強化をすべく、内部統制の統括、推進を「内部統制推進センター」が実施する。
- ・ 当社の「リスク管理委員会」は、グループ会社の損失の危険の管理体制に関する方針を策定し、グループ会社はその方針に沿って規程を整備し運営する。また、グループ会社は活動状況について「リスク管理委員会」で報告を行う。
- ・ 当社及びグループ会社は、グループ方針並びに経営の在り方などを決定する会議体を形成し、連携体制を確立する。
- ・ 当社はグループ会社における職務執行の正当性、妥当性、効率性、遵法性を確保するため、グループ会社に対し、「内部監査規程」に基づき、監査センターによる内部監査を実施し、業務活動が適正かつ効果的に行われているか否かの検証を定期的に行う。
- ・ 「行動基準運用管理規程」に基づく内部通報体制として、社内外の各種報告相談窓口の設置等、「報告相談制度」の整備を実施し、当社グループの全従業員に周知する。

(6) 当社の監査役の補助使用人の設置、独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 当社の監査役を日常的に補助すべき部門として、取締役から独立した「監査役事務局」を設置する。
- ・ 「監査役事務局」を担当する従業員の人事異動及び人事考課については、監査役会は、事前に報告を受け、必要な場合は人事担当役員に変更を申し入れることができる。
- ・ 「監査役事務局」を担当する従業員は専任とし、監査役からの指揮命令に基づき職務を遂行する。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

- ・ 当社の取締役等及び使用人は法定事項に加え、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告する。
 - ア. 経営会議で審議・報告された案件
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ウ. 監査センターが実施した当社及びグループ会社に対する内部監査の結果
 - エ. 取締役が整備する内部通報体制に関する通報等の状況及びその内容

オ. 上記のほか当社の監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

- ・ 「行動基準運用管理規程」及び「内部通報・報告相談規程」に基づき、内部通報体制の整備及び運用を行う。
- ・ グループ会社の役職員または当該役職員から報告を受けた者は当社の監査役に監査役の職務の執行に有用な情報を適宜報告する。
- ・ 内部通報のうち違反行為等が明らかになった場合には、コンプライアンスユニット長は「企業行動倫理委員会」において是正措置及び再発防止策について審議したうえで、調査結果と併せて監査役会に報告を行う。
- ・ 当社は当社の監査役に報告を行った従業員（グループ会社の従業員を含む）が当該報告のみを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けないことを保証する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社は当社の監査役の職務執行に必要な監査費用について、前払いまたは請求後に所要額を支払うものとする。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は当社の監査役及び監査役会が、代表取締役と定期的な会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する体制を維持する。

(10) 当社グループの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・ 当社グループは、企業倫理の基本原則を定めた「行動憲章」の第7条に「反社会的勢力に対する姿勢」を掲げ、企業の健全な活動に脅威を与える勢力・団体には毅然とした態度で対決する。
- ・ 当社は、総務センターが所管部門として全社的な統括を行い、外部機関（関係する官公庁・団体・弁護士等）との連携を密にすると共に、反社会的勢力と疑わしい団体等の情報収集に努め、社内展開と注意喚起等を含めた一元管理を行う。
- ・ 「行動憲章」に則り、事業活動を遂行するうえでの具体的遵守事項を定めた「行動基準」を当社グループの全役職員に配布し、「反社会的勢力に対する姿勢」を明示のうえ、啓蒙を図る。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は、中長期的な視野に立って、販売・生産・技術・新事業などの事業戦略を掲げ、安定的な発展と成長を目指しておりますが、企業を取り巻く環境は常に大きく変化しており、その短期的な経営判断は、将来に向けた持続的な成長を確実なものとするうえで極めて重要な舵取りを要求されます。

中期経営計画におきまして、平成24年度から平成26年度までの第1ステージで事業基盤を構築し、平成27年度から平成29年度までの第2ステージの最終年度において、当社グループが目指すチャレンジ目標の「連結売上高1,110億円、営業利益167億円、営業利益率15%以上」を達成する計画であります。

今後につきましては、中期経営計画を着実に実行に移すことで持続可能な経営基盤を確固たるものとし、企業価値を一層高めるよう努めてまいります。

そして、当社は、当社の顧客及び仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民その他のステークホルダーと協調しながら、短期的かつ急激な変化への柔軟な対応と、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を目指し、そのような持続的な成長によって得られる利益を株主の皆様へ還元することが、短期的、一時的な利益を株主の皆様へ配当するよりも、株主の共同の利益に資するものと確信しております。

したがって、当社は、当社の顧客、仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民などをはじめとして、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を支持して下さる方に、バランスよく株式を保有して頂くことが望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

ア. 中長期的な視野に立つての企業経営による持続的な成長を実現するための当社の財産の有効な活用

- ・ 当社は、これまでも上記中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するために当社の財産を有効活用してまいりました。
- ・ 今後も、中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するためには、今後の市場動向、変化に対応した生産販売拠点づくり、国内外の子会社の生産性向上など当社レベルまでへの引き上げ及び製品・設計・製造・生産・開発の各技術の世界トップレベルの維持が必要となることから、株主の皆様への利益配当とのバランスを考慮しつつも、積極的な新製品及び生産技術などの研究開発、モノづくり力のアップ、産・官・学による先端技術の活用及び導入、知的財産権での企業防衛などに有効かつ効率的に当社の財産を投資してまいり所存です。

イ. 従業員による株式保有の推進

- ・ 当社は、従業員持株会加入者に奨励金を支給することにより、従業員による株式の保有を推進しております。
- ・ 引き続き、従業員持株会拡充に向けた積極的な取り組みを実施してまいります。

ウ. 地域住民の当社に対する理解の促進

- ・ 当社は、主要事業所での親睦行事や地域住民の工場見学会などへの参加等地域住民との交流を行い、地域住民による当社への理解が深まるよう心がけております。

② 基本方針に反する株主による支配を防止するための取り組み

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること（以下、「敵対的買収」といいます。）を防止するため、以下のように取り組んでまいります。

まずは、当社の資産を最大限有効活用しつつ、上記の中長期的な視野に立つての企業経営による持続的な成長を実現し、企業価値を増大させ、株主の皆様への適切な利益の還元を可能とするとともに、当社の企業価値の市場における評価の向上に結びつけるべく、積極的なIR活動に努めております。

その上で、継続的に実質株主を把握し、敵対的買収者が現れた場合には、当該敵対的買収者による買収目的の確認及び評価並びに当該敵対的買収者との交渉を社外の専門家の意見を聞きながら行い、当該敵対的買収者が当社の基本方針に照らして不適切と判断した場合には、適切な対抗手段を講じる考えであります。

また、敵対的買収者の出現に備えた事前の敵対的買収防衛策の導入につきましても、これを否定するものではなく、法令、関係機関の指針又は他社の動向も踏まえながら、株主共同の利益を確保しつつ、有効な方策を引き続き検討していく所存であります。

(3) 上記取り組みの妥当性に関する判断及びその理由

上記取り組みが基本方針に合致し、株主共同の利益を侵害せず、当社の役員の地位の維持を目的とするものではない適切なものであることは、その取り組みの態様から明らかであり、対抗手段や敵対的買収防衛策につきましても、基本方針に反する場合にのみ発動するものであることから、適切であることは明らかであると思料いたします。

8. その他株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数、議決権の所有割合、持株比率は表示単位未満を切り捨てて、その他の比率は表示単位未満を四捨五入にて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	58,755,091	流動負債	37,355,592
現金及び預金	13,001,801	支払手形及び買掛金	6,727,599
受取手形及び売掛金	24,056,431	電子記録債務	8,754,378
有価証券	55,139	短期借入金	8,623,421
商品及び製品	7,791,081	1年内返済予定の長期借入金	3,244,724
仕掛	6,986,328	リース債務	278,418
原材料及び貯蔵品	3,451,689	未払法人税等	1,936,359
繰延税金資産	1,844,195	賞与引当金	1,550,304
その他	1,670,386	役員賞与引当金	147,000
貸倒引当金	△101,961	製品補償引当金	202,194
		営業外電子記録債務	1,141,544
		その他	4,749,646
固定資産	57,778,222	固定負債	26,083,800
有形固定資産	50,082,516	長期借入金	18,454,737
建物及び構築物	14,267,228	リース債務	364,743
機械装置及び運搬具	19,448,753	繰延税金負債	1,928,017
土地	11,128,100	退職給付に係る負債	4,937,282
リース資産	632,059	環境対策引当金	35,914
建設仮勘	3,571,843	資産除去債務	17,720
その他	1,034,531	その他のれん	3,227
		その他	342,156
無形固定資産	1,977,861	負債合計	63,439,393
のれん	649,769	純資産の部	
リース資産	133,177	株主資本	41,850,799
その他	1,194,913	資本金	7,273,178
		資本剰余金	7,946,245
投資その他の資産	5,717,845	利益剰余金	28,051,389
投資有価証券	3,471,510	自己株式	△1,420,012
長期貸付金	71,137	その他の包括利益累計額	1,730,909
退職給付に係る資産	261,600	その他有価証券評価差額金	1,250,907
繰延税金資産	853,959	為替換算調整勘定	1,340,744
その他	1,101,585	退職給付に係る調整累計額	△860,741
貸倒引当金	△41,948	少数株主持分	9,512,211
		純資産合計	53,093,921
資産合計	116,533,314	負債純資産合計	116,533,314

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		85,015,207
売上原価		62,068,817
売上総利益		22,946,389
販売費及び一般管理費		15,312,412
営業利益		7,633,976
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	121,568	
為替差益	1,887	
負のれん償却額	533	
持分法による投資利益	165,066	
スクラップ売却収入	569,812	
その他の	393,850	1,252,719
営業外費用		
支払利息	313,699	
退職給付費用	257,450	
その他の	185,963	757,114
経常利益		8,129,581
特別利益		
補助金収入	436,038	436,038
税金等調整前当期純利益		8,565,620
法人税、住民税及び事業税	3,221,948	
法人税等調整額	△344,252	2,877,696
少数株主損益調整前当期純利益		5,687,923
少数株主利益		1,228,027
当期純利益		4,459,895

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,273,178	7,946,245	24,578,832	△1,411,900	38,386,356
会計方針の変更による累積的影響額			△190,914		△190,914
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,273,178	7,946,245	24,387,918	△1,411,900	38,195,441
当期変動額					
剰余金の配当			△796,424		△796,424
当期純利益			4,459,895		4,459,895
自己株式の取得				△8,112	△8,112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	3,663,470	△8,112	3,655,358
当期末残高	7,273,178	7,946,245	28,051,389	△1,420,012	41,850,799

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	958,119	782,742	△1,286,311	454,551	7,892,403	46,733,310
会計方針の変更による累積的影響額						△190,914
会計方針の変更を反映した当期首残高	958,119	782,742	△1,286,311	454,551	7,892,403	46,542,396
当期変動額						
剰余金の配当						△796,424
当期純利益						4,459,895
自己株式の取得						△8,112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	292,787	558,001	425,569	1,276,358	1,619,808	2,896,166
当期変動額合計	292,787	558,001	425,569	1,276,358	1,619,808	6,551,525
当期末残高	1,250,907	1,340,744	△860,741	1,730,909	9,512,211	53,093,921

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の名称

21社
大同ロジテック(株)
大同メタル販売(株)
大同プレーンベアリング(株)
大同インダストリアルベアリングジャパン(株)
大同メタルU. S. A. INC.
大同メタルコトールAD
大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.
大同メタルチェコス. r. o.
ダイナメタルCO. , LTD.
中原大同股份有限公司
PT. 大同メタルインドネシア
同晟金属(株)
エヌデーシー(株)
エヌデーシー販売(株)
大同精密金属（蘇州）有限公司
大同メタルドイツGmbH
(株)アジアケルメット製作所
大同メタルヨーロッパLTD.
大同メタルロシアLLC
大同メタルメキシコS. A. DE C. V.
大同メタルメキシコ販売S. A. DE C. V.

(2) 非連結子会社の名称

韓国ドライバアリング(株)
広州原同貿易有限公司

連結の範囲から除いた理由

韓国ドライバアリング(株)、広州原同貿易有限公司は小規模会社であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

2社

会社の名称 (非連結子会社) 韓国ドライベアリング㈱
(関連会社) BBL大同プライベートLTD.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(非連結子会社)

広州原同貿易有限公司

持分法を適用しない理由 広州原同貿易有限公司は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度にかかる財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大同メタルU. S. A. INC.、大同メタルコントロールAD、大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.、大同メタルチェコス. r. o.、ダイナメタルCO., LTD.、中原大同股份有限公司、PT.大同メタルインドネシア、同晟金属㈱、大同精密金属（蘇州）有限公司、大同メタルドイツGmbH、大同メタルヨーロッパLTD.、大同メタルロシアLLC、大同メタルメキシコS. A. DE C. V.、大同メタルメキシコ販売S. A. DE C. V.の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(イ) 商品及び製品…………… 総平均法

(ロ) 仕掛品…………… 総平均法

(ハ) 原材料…………… 主として総平均法

(ニ) 貯蔵品…………… 主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社のうち、5社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、他の連結子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び運搬具 4年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額の期間対応分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品補償引当金

製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

また、執行役員等に対して支給する退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間を基礎に決定した期間に近似する債券の利回りを割引率として使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が299,267千円増加し、利益剰余金が190,914千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

(ハ) ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性がある、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの

(ニ) ヘッジ方針

相場変動リスクに晒されている資産、負債に係るリスクを回避する目的にのみ、デリバティブ取引をヘッジ手段として利用する方針をとっております。

(ホ) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の判定を省略しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、12年以内の期間にわたって定額法により償却しております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%になります。

この税率変更により繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は58,400千円、法人税等調整額（貸方）は36,411千円、有価証券評価差額金（貸方）は60,688千円がそれぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額（貸方）が38,699千円減少しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1.	有形固定資産の減価償却累計額	76,505,283千円
2.	担保に供している資産及び担保資産に対する債務	
	担保提供資産	
	建物及び構築物	623,700千円
	機械装置及び運搬具	1,558,327
	土地	885,813
	有形固定資産その他	19,287
	計	<u>3,087,128</u>
	担保に係る債務の金額	
	短期借入金	1,700,000千円
	長期借入金(1年内返済予定額を含む)	993,312
	計	<u>2,693,312</u>
3.	保証債務	
	従業員の住宅ローン融資等に対する保証債務の額	217,761千円
4.	手形割引高及び裏書譲渡高	
	輸出手形割引高	22,276千円

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.	当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
	普通株式	44,956千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払総額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	398,235	10.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月13日 取締役会	普通株式	398,189	10.00	平成26年9月30日	平成26年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	398,173	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	13,001,801	13,001,801	—
(2) 受取手形及び売掛金	24,056,431	24,056,431	—
(3) 投資有価証券	2,569,636	2,569,636	—
(4) 支払手形及び買掛金	(6,727,599)	(6,727,599)	—
(5) 電子記録債務	(8,754,378)	(8,754,378)	—
(6) 短期借入金	(8,623,421)	(8,623,421)	—
(7) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	(21,699,462)	(21,703,312)	△3,849
(8) 営業外電子記録債務	(1,141,544)	(1,141,544)	—
(9) リース債務	(643,162)	(650,493)	△7,330

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は、元金の合計額を当該債券の残存期間を加味した率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金、(8) 営業外電子記録債務
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 長期借入金(1年内返済予定含む)、(9) リース債務
 時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象としている長期借入金については、金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額901,873千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
 当社グループでは、名古屋市その他の地域において、賃貸用不動産を有しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
774,097	4,839,239

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額であります。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,094円54銭
- 1株当たり当期純利益 112円00銭

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	39,436,581	流動負債	23,797,113
現金及び預金	4,734,078	買掛金	5,698,299
受取手形	1,690,059	電子記録債務	10,882,877
売掛金	20,400,360	1年内返済予定の長期借入金	1,310,000
商品及び製品	1,959,670	リース債務	265,369
仕掛品	3,491,475	未払金	1,489,780
原材料及び貯蔵品	1,468,538	未払費用	848,434
前払費用	136,485	未払法人税等	1,150,978
繰延税金資産	851,653	前受り	6,233
関係会社短期貸付金	1,841,834	預り金	56,054
未収入金	2,764,062	前受取	22,017
その他の金	98,762	賞与引当金	1,115,991
貸倒引当金	△400	役員賞与引当金	147,000
		営業外電子記録債務	803,285
		その他	791
固定資産	37,606,046		
有形固定資産	14,957,320	固定負債	13,943,884
建物	3,673,789	長期借入金	10,300,000
構築物	534,907	リース債務	316,988
機械及び装置	5,855,913	長期未払金	210,544
車両運搬具	11,186	退職給付引当金	3,002,133
工具、器具及び備品	292,980	繰延税金負債	62,166
土地	3,639,137	環境対策引当金	9,280
リース資産	604,381	資産除去債務	1,800
建設仮勘定	345,025	その他	40,971
無形固定資産	787,129	負債合計	37,740,998
ソフトウェア	383,248	純資産の部	
リース資産	48,120	株主資本	38,182,056
施設	15,657	資本金	7,273,178
その他	340,103	資本剰余金	7,946,245
		資本準備金	7,649,095
		その他資本剰余金	297,150
投資その他の資産	21,861,595	利益剰余金	24,382,645
投資有価証券	2,058,927	利益準備金	743,443
関係会社株式	10,035,295	その他利益剰余金	23,639,201
関係会社出資金	7,526,346	固定資産圧縮積立金	1,458,004
従業員に対する長期貸付金	30,544	別途積立金	17,000,000
関係会社長期貸付金	25,865	繰越利益剰余金	5,181,197
破産更生債権等	2,083	自己株式	△1,420,012
長期前払費用	6,098	評価・換算差額等	1,119,573
前払年金費用	1,096,290	その他有価証券評価差額金	1,119,573
その他の金	1,093,268	純資産合計	39,301,630
貸倒引当金	△13,123	負債純資産合計	77,042,628
資産合計	77,042,628		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		67,269,447
売 上 原 価		52,975,243
売 上 総 利 益		14,294,203
販売費及び一般管理費		8,997,696
営 業 利 益		5,296,507
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	703,389	
スクラップ売却収入	273,475	
その他の	312,488	1,289,353
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	105,140	
退職給付費用	199,283	
為替差損	21,649	
その他の	39,046	365,119
経 常 利 益		6,220,742
特 別 利 益		
補助金収入	300,000	300,000
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	388,757	388,757
税引前当期純利益		6,131,984
法人税、住民税及び事業税	1,907,489	
法人税等調整額	223,816	2,131,306
当 期 純 利 益		4,000,678

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成26年4月1日）
（至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本			利益剰余金 利益準備金
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	
当 期 首 残 高	7,273,178	7,649,095	297,150	743,443
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,273,178	7,649,095	297,150	743,443
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	7,273,178	7,649,095	297,150	743,443

（単位：千円）

	株 主 資 本			自己株式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金				
	その他利益剰余金				
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,210,954	15,000,000	4,422,589	△1,411,900	35,184,511
会計方針の変更による累積的影響額			△198,596		△198,596
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,210,954	15,000,000	4,223,993	△1,411,900	34,985,914
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の積立	257,208		△257,208		-
固定資産圧縮積立金の取崩	△10,159		10,159		-
別途積立金の積立		2,000,000	△2,000,000		-
剰余金の配当			△796,424		△796,424
当 期 純 利 益			4,000,678		4,000,678
自己株式の取得				△8,112	△8,112
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	247,049	2,000,000	957,204	△8,112	3,196,141
当 期 末 残 高	1,458,004	17,000,000	5,181,197	△1,420,012	38,182,056

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	855,276	855,276	36,039,787
会計方針の変更による累積的影響額			△198,596
会計方針の変更を反映した当期首残高	855,276	855,276	35,841,191
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△796,424
当 期 純 利 益			4,000,678
自 己 株 式 の 取 得			△8,112
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	264,297	264,297	264,297
当 期 変 動 額 合 計	264,297	264,297	3,460,438
当 期 末 残 高	1,119,573	1,119,573	39,301,630

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

- ① 商品及び製品 …………… 総平均法
- ② 仕掛品 …………… 総平均法
- ③ 原材料 …………… 総平均法（一部について移動平均法）
- ④ 貯蔵品 …………… 移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	7年～60年
機械及び装置	5年～9年
車両運搬具	4年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、自社利用ソフトウェア5年、施設利用権15年～20年であります。

(3) リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額の期間対応分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

また、執行役員等に対して支給する退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間を基礎に決定した期間に近似する債券の利回りを割引率として使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が254,288千円、退職給付引当金が561,237千円それぞれ増加し、繰越利益剰余金が198,596千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

③ ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの

④ ヘッジ方針

相場変動リスクに晒されている資産、負債に係るリスクを回避する目的のみ、デリバティブ取引をヘッジ手段として利用する方針をとっております。

⑤ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の判定を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	40,630,208千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	10,881,994千円
長期金銭債権	465,093
短期金銭債務	6,006,556
3. 保証債務	
(1) 従業員の住宅ローン融資等に対するもの	217,761千円
(2) 銀行借入金に対するもの	
大同メタルチェコス. r. o.	2,092,588
大同メタルコトールAD	398,779
大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.	1,887,542
大同メタルヨーロッパLTD.	1,229,573
大同メタルU. S. A. INC.	2,163,060
大同メタルメキシコS. A. DE C. V.	3,364,760
大同精密金属（蘇州）有限公司	1,249,768
大同プレーンベアリング(株)	372,900
大同メタルロシアLLC	385,531
(3) 仕入債務に対するもの	
大同メタルコトールAD	71,094
(4) 銀行借入に関して差入れた経営指導念書等に関するもの	
大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.	80,623
合 計	<u>13,513,982</u>

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	23,418,408千円
仕入高	18,254,991
営業取引以外の取引	752,445

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	5,139千株

V. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
製品仕掛品評価減額	343,914千円
減価償却の償却超過額	62,445
減損損失	178,945
未払事業税	97,028
関係会社株式評価損	1,372,585
ゴルフ会員権評価損	17,875
賞与引当金	368,277
退職給付引当金	1,037,571
長期未払金	61,238
その他	140,195
繰延税金資産小計	3,680,076
評価性引当額	△1,685,301
繰延税金資産合計	1,994,774
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△692,634
その他有価証券評価差額金	△511,707
その他	△944
繰延税金負債合計	△1,205,287
繰延税金資産の純額	789,487

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%になります。

この税率変更により繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は52,219千円減少し、法人税等調整額（借方）は101,483千円、有価証券評価差額金（貸方）は49,263千円、それぞれ増加しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)注11	科目	期末残高 (千円)注11
子会社	大同メタル販売㈱	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売 設備の賃貸等 役員の兼任	軸受製品等の販売 注1	3,559,411	売掛金	1,655,854
	エヌデーシー㈱	(所有) 直接 39.8	同社製品等の仕入 当社製品の生産委託 当社製品等の販売 技術供与 設備の賃貸借	軸受製品等の仕入 注2	5,957,832	買掛金	2,007,920
	大同ブレーンペアリング㈱	(所有) 直接 100.0	当社製品の生産委託 設備の賃貸借 債務保証等 役員の兼任	軸受製品等の仕入 注2 — 受取配当金	7,926,059 — 300,000	買掛金 電子記録債務 未収入金	978,310 2,558,417 1,924,661
	大同メタル U. S. A. INC.	(所有) 直接 100.0	当社製品等の販売 技術供与 設備の賃貸 資金の貸付 債務保証等 役員の兼任	軸受製品等の販売 注1 増資の引受 注10 債務保証 注3	6,090,491 814,000 2,163,060	売掛金 — —	2,159,835 — —
	大同メタルメキシコ S. A. DE C. V.	(所有) 直接 99.9 (所有) 間接 0.0	当社製品の販売 設備の賃貸 資金の貸付 債務保証等 役員の兼任	債務保証 注4	3,364,760	—	—
	大同メタルチエコ s. r. o.	(所有) 直接 100.0	当社製品等の販売 同社製品の仕入 技術供与 設備の賃貸 資金の貸付 債務保証等 役員の兼任	債務保証 注5	2,092,588	—	—
	大同インダストリアルペアリングヨーロッパLTD.	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売 同社製品の仕入 技術供与 設備の賃貸 債務保証等 役員の兼任	債務保証 注6	1,968,165	—	—
	大同メタルヨーロッパLTD.	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売 設備の賃貸 債務保証等 役員の兼任	軸受製品等の販売 注1 債務保証 注7	5,269,444 1,229,573	売掛金 —	1,820,931 —
	ダイナメタルCO., LTD.	(所有) 直接 50.0	当社製品等の販売 同社製品の仕入 技術供与 設備の賃貸 役員の兼任	受取配当金	160,950	未収入金	111,000
	大同精密金属(蘇州)有限公司	(所有) 直接 74.0 (所有) 間接 16.2	当社製品等の販売 同社製品の仕入 技術供与 設備の賃貸 資金の貸付 債務保証等 役員の兼任	資金の貸付 注9 債務保証 注8	1,117,106 1,249,768	関係会社 短期貸付金 —	1,189,683 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引価格は、各関連当事者の得意先販売価格に一定の率を乗じた金額としております。
- (注2) 取引価格は、主として当社の得意先販売価格に一定の率を乗じた金額としております。
- (注3) 大同メタルU. S. A. INC. の銀行借入 (2, 163, 060千円) につき、債務保証を行ったものであり、年率0. 2%の保証料を受領しております。
- (注4) 大同メタルメキシコS. A. DE C. V. の銀行借入 (3, 364, 760千円) につき、債務保証を行ったものであり、年率0. 2%の保証料を受領しております。
- (注5) 大同メタルチェコス. r. o. の銀行借入 (2, 092, 588千円) につき、債務保証を行ったものであり、年率0. 2%の保証料を受領しております。
- (注6) 大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD. の銀行借入 (1, 887, 542千円) 及び経営指導念書 (80, 623千円) につき、債務保証を行ったものであり、年率0. 2%の保証料を受領しております。
- (注7) 大同メタルヨーロッパLTD. の銀行借入 (1, 229, 573千円) につき、債務保証を行ったものであり、年率0. 2%の保証料を受領しております。
- (注8) 大同精密金属(蘇州)有限公司の銀行借入 (1, 249, 768千円) につき、債務保証を行ったものであり、年率0. 2%の保証料を受領しております。
- (注9) 貸付金利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注10) 当社が大同メタルU. S. A. INC. の資本の増強のために引き受けたものであります。
- (注11) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1.	1株当たり純資産額	987円04銭
2.	1株当たり当期純利益	100円46銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

大同メタル工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 服部 則夫[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 靖晃[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同メタル工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

大同メタル工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 服部 則夫[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 靖晃[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、大同メタル工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役、監査センターその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

大同メタル工業株式会社 監査役会

常勤監査役 玉谷昌明 ⑩

社外監査役 田辺邦子 ⑩

社外監査役 松田和雄 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様へ、経営成績及び配当性向を考慮した適切な利益還元と、将来の事業展開、研究開発の拡充、経営基盤強化及び経営環境の変化などのための内部留保資金を総合的に勘案し、長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、通期の連結業績などを総合的に勘案した結果、1株当たり10円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当実績1株当たり10円を加えた年間配当は1株当たり20円となります。

また、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させるため、以下のとおり、繰越利益剰余金を取り崩し、別途積立金に積み立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり 金10円
配当総額 398,173,410円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」により責任限定契約の締結対象者が拡大されたことに伴い、社内及び社外から広く非業務執行取締役及び監査役として有用な人材を招聘し確保できる環境の整備を図るために、当社定款第31条第2項を新設し、併せて当社定款第40条第2項について所要の変更を行うものであります。

なお、当社定款第31条第2項の新設を本総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。また、非業務執行取締役との責任限定契約については、当社取締役会において、社外取締役である場合や非常勤取締役である場合など当社内の情報の収集に一定の限界が認められる場合に限って締結することとする旨確認しております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第31条 (省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) <u>②当社は、非業務執行取締役との間で、当該非業務執行取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
(監査役 of 責任免除) 第40条 (省略) ②当社は、 <u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	(監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり) ②当社は、 <u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数
①	はんじ せいご 判 治 誠 吾 (昭和17年1月2日生)	昭和40年4月 当社入社 昭和55年4月 当社営業本部東京営業所長 平成3年4月 当社経営企画室経営企画センターチーフ 平成5年4月 当社第3事業部副事業部長 平成5年6月 当社取締役 第3事業部副事業部長 平成6年4月 当社取締役 第1事業部長 平成7年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 平成19年6月 当社代表取締役会長 兼 最高経営責任者 (現任) 平成20年5月 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事 副会長及び同中部支部 支部長 (現任) 平成22年6月 ㈱ニチレイ 社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事 副会長 及び同中部支部 支部長 ㈱ニチレイ 社外取締役	138,326株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
②	かしま こうたろう 榎山 恒太郎 (昭和22年3月28日生)	昭和46年4月 当社入社 平成5年4月 当社生産技術研究所商品企画センターチーフ 平成6年4月 当社前原工場長 平成8年4月 当社第2事業部副事業部長 兼 前原工場長 平成11年4月 当社第2カンパニープレジデント 平成12年4月 当社第3カンパニープレジデント 平成15年6月 当社取締役 第3カンパニープレジデント 平成17年4月 当社取締役 第1カンパニープレジデント 平成17年7月 当社取締役 兼 執行役員 第1カンパニープレジデント 平成19年6月 当社取締役常務 兼 執行役員 第1カンパニープレジデント 平成19年7月 当社取締役常務 兼 上席執行役員 第1カンパニープレジデント 平成21年6月 同 サバイバル計画推進本部長 平成22年6月 当社取締役専務 兼 上席執行役員 サバイバル計画推進本部長 兼 大同プレーンベアリング(株) 代表取締役社長 平成23年4月 同 グローバル戦略本部長 兼 技術ユニット長 兼 大同プレーンベアリング(株) 代表取締役社長 平成23年6月 当社代表取締役社長 兼 最高執行責任者 グローバル戦略本部長 兼 技術ユニット長 平成24年4月 当社代表取締役社長 兼 最高執行責任者 (現任)	70,199株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
③	ささき としゆき 佐々木 利行 (昭和25年12月7日生)	昭和49年4月 ㈱東海銀行入行 平成9年4月 同行 台北支店長 平成13年3月 同行 米州支配人 兼 ニューヨーク支店長 兼 ケイマン支店長 兼 シカゴ事務所長 平成14年6月 ㈱UFJ銀行 豊田法人営業部長 兼 豊田支店長 平成15年10月 当社出向 平成16年4月 当社入社 平成16年4月 当社経営企画室 海外企画センターチーフ 平成17年4月 当社経営企画室 経営企画センターチーフ 平成17年6月 当社取締役 経営企画室 経営企画センターチーフ 平成17年7月 当社取締役 兼 執行役員 経営企画室経営企画センターチーフ 平成19年6月 同 経営企画室長 平成20年4月 同 経営企画ユニット長 平成20年7月 当社取締役 兼 上席執行役員 経営企画ユニット長 平成21年7月 同 経営企画ユニット長 兼 経営企画ユニット 経営企画センターチーフ 平成21年10月 同 経営企画ユニット長 平成22年4月 同 経営・財務企画ユニット長 平成22年6月 当社取締役常務 兼 上席執行役員 経営・財務企画ユニット長 平成23年6月 同 経営・財務企画ユニット長 兼 人事企画ユニット長 平成24年4月 同 経営・財務企画ユニット長 平成27年4月 同 経営・財務企画ユニット長 兼 大同メタル佐賀㈱代表取締役社長(非常勤) (現任)	57,321株
④	かわむら やすお 河村 康雄 (昭和24年12月13日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年4月 当社東京支店長 平成17年7月 当社執行役員 東京支店長 平成18年4月 同 第1カンパニーバイスプレジデント 平成20年7月 当社上席執行役員 ダイナメタルCO.,LTD.(タイ) 取締役社長 平成22年4月 同 営業本部長 平成23年4月 同 第3カンパニープレジデント 平成23年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 第3カンパニープレジデント 平成27年4月 同 第1カンパニープレジデント(現任)	22,582株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
⑤	いかわ まさき 井川 雅樹 (昭和25年12月12日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年4月 当社第1カンパニー 海外販売・関連室長 平成17年9月 大同メタルベルフォンテンLLC (米国) 社長 平成20年7月 当社執行役員 大同メタルベルフォンテンLLC (米国) 社長 平成21年10月 同 経営企画ユニット 経営企画センターチーフ 平成22年4月 同 バイメタル製造所長 平成23年4月 同 品質企画センターチーフ 平成23年7月 当社上席執行役員 品質企画センターチーフ 兼 犬山事業所長 平成24年3月 同 品質企画センターチーフ 兼 大同メタルカレッジ学長 兼 犬山事業所長 平成24年4月 同 人事企画ユニット長 兼 大同メタルカレッジ学長 兼 犬山事業所長 平成24年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 人事企画ユニット長 兼 大同メタルカレッジ学長 兼 犬山事業所長 平成26年4月 同 人事企画ユニット長 兼 大同メタルカレッジ学長(現任)	22,788株
※⑥	たけい としかず 武井 敏一 (昭和28年9月22日生)	昭和51年4月 日本銀行入行 平成元年7月 同行 名古屋支店調査役 平成3年11月 同行 秘書室兼政策委員会室調査役 平成6年6月 同行 ロンドン事務所次長 平成10年4月 同行 政策委員会室国会渉外課長 平成11年5月 同行 松山支店長 平成14年2月 同行 秘書役 平成15年7月 同行 国会・広報総括審議役 平成17年7月 同行 名古屋支店長 平成18年7月 同行 欧州統括役(在ロンドン) 平成20年6月 同行 退職 平成20年7月 アクセンチュア(株)特別顧問 平成24年10月 公益財団法人 国際金融情報センター常務理事(現任) 〔重要な兼職の状況〕 公益財団法人 国際金融情報センター常務理事	0株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別な利害関係はありません。
3. 各候補者の管掌につきましては、本招集ご通知15頁から16頁の「4. 会社役員に関する事項、(1)取締役及び監査役の状況」をご参照願います。
4. 武井敏一氏は社外取締役候補者であります。
5. 武井敏一氏は、長年にわたり日本銀行の業務執行及び統括管理を務められており、国際業務に精通し、かつ豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督・監視していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役として、適切に経

営を監督・監視していただけるものと判断しております。

6. 武井敏一氏が選任され就任した場合には、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりとなります。

- ・ 非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額(会社法第425条第1項に定める最低責任限度額)を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 武井敏一氏が社外取締役に選任され就任した場合には、同氏は、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役玉谷昌明氏、田辺邦子氏、松田和雄氏の3名は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 並びに重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数
①	たまや まさあき 玉谷 昌明 (昭和22年2月4日生)	昭和40年4月 当社入社 平成11年4月 当社第1カンパニーバイスプレジデント 平成14年4月 当社総務センターチーフ 平成17年7月 当社執行役員 総務センターチーフ 平成20年7月 当社上席執行役員 総務センターチーフ 平成23年4月 当社社長付上席執行役員 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	19,155株
②	たなべ くにこ 田辺 邦子 (昭和20年4月1日生)	昭和48年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会会員となる) 柴木忠常法律事務所入所 (昭和57年1月まで) 昭和57年2月 田辺総合法律事務所入所(現任) 平成15年6月 当社監査役(現任) 平成23年6月 (株)ディスコ社外監査役(現任) 平成27年6月 KDDI(株)社外取締役(予定) 〔重要な兼職の状況〕 田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー KDDI(株)社外取締役(平成27年6月17日就任予定) (株)ディスコ 社外監査役(平成27年6月23日退任予定)	24,074株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
③	まつだ かずお 松田 和雄 (昭和23年11月11日生)	昭和46年4月 ㈱富士銀行入行 平成6年10月 富士証券㈱ 取締役 資本市場本部長 平成7年6月 同社常務取締役 資本市場本部長 平成8年6月 同社専務取締役 平成9年5月 ㈱富士銀行 兜町支店長 平成12年4月 富士証券㈱ 専務執行役員 資本市場本部 管掌 平成12年10月 みずほ証券㈱ 常務執行役員 資本市場グループ長 平成14年12月 同社 理事 平成15年5月 日本精工㈱ 理事 NSKワーナー㈱ 出向 平成15年6月 NSKワーナー㈱ 取締役 平成16年6月 日本精工㈱ 執行役員 NSKワーナー㈱ 常務取締役 平成18年6月 日本精工㈱ 執行役常務 事業企画本部長、 コンプライアンス本部長 平成19年9月 NSK (CHINA) INVESTMENT CO., LTD. 董事長 平成20年6月 日本精工㈱ 執行役専務 コーポレート経 営本部長、事業企画本部長、コンプライ アンス本部長 平成21年6月 同社取締役代表執行役専務 コーポレート 経営本部長、事業企画本部長 平成23年6月 日本精工㈱ 特別顧問 (現任) NSKワーナー㈱ 監査役 (現任) 当社社外監査役 (現任) 平成27年6月 住友ベークライト㈱ 社外監査役 (予定) [重要な兼職の状況] 日本精工㈱ 特別顧問 NSKワーナー㈱ 監査役 住友ベークライト㈱ 社外監査役 (平成27年6月25日 就任予定)	5,060株

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 2. 田辺邦子氏及び松田和雄氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
 3. 松田和雄氏が監査役に再任された場合は、同氏は㈱東京証券取引所及び㈱名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 4. 社外監査役候補者とした理由及び責任限定契約等について

(1) 社外監査役候補者とした理由について

- ① 田辺邦子氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられ、遵法性の観点から監査を行うことが可能であり、引続き社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 なお、同氏の当社監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年であります。
- ② 松田和雄氏は、長年金融機関で培ってきた財務及び国際業務等に精通しておられること並びに他の事業会社の取締役、執行役としての知識、経験を活かされ、会社経営全般を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、同氏の当社監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

(2) 責任限定契約について

玉谷昌明氏が選任され就任した場合には、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。

また、田辺邦子氏及び松田和雄氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。当社は両氏との責任限定契約を継続する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりとなります。

- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額(会社法第425条第1項に定める最低責任限度額)を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 松田和雄氏は平成21年6月から平成23年6月まで日本精工(株)の取締役役に就任していましたが、同社は、平成23年7月に、ベアリング(軸受)製品の取引に関し独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、その後、平成25年2月に東京地方裁判所において罰金刑を言い渡され、平成25年3月には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

そのほか同社及び同社の子会社は、各国の関係当局による競争法に関する調査等を受けており、平成25年9月に米国司法省と罰金の支払い等を内容とする司法取引に合意し、また、平成26年1月にはカナダ、平成26年3月には欧州、平成26年5月に豪州及びシンガポール、平成26年8月に中国で、関係当局又は裁判所から、制裁金等の支払いを命じられました。加えて、平成26年11月には韓国公正取引委員会から、同国独占禁止法違反の行為があったとする決定を受け、また、平成26年9月には日本精工(株)の子会社である㈱天辻鋼球製作所が公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けましたが、いずれについても当局の調査に全面的に協力した結果、課徴金等は免除されております。

日本、米国、カナダ、欧州、豪州、シンガポール、韓国及び中国における関係当局又は裁判所による行政処分、判決等では、日本精工(株)の取締役役に在任中の事業活動が対象とされております。また、その他継続中の関係当局による調査等では、同在任中の事業活動が対象とされている可能性があります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
いしわた のぶゆき 石 渡 信 行 (昭和20年7月12日生)	昭和46年4月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 昭和50年4月 公認会計士登録 昭和51年1月 税理士登録 昭和53年3月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)退社 昭和53年4月 公認会計士石渡信行会計事務所 開業 昭和63年4月 清新監査法人設立 代表社員に就任 (現任) 平成11年8月 アデコ(株) 社外監査役 (現任) 平成15年7月 清新税理士法人設立 代表社員に就任 (現任) [重要な兼職の状況] 清新監査法人 代表社員 清新税理士法人 代表社員 アデコ(株) 社外監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者石渡信行氏は、社外監査役候補者です。
 3. 補欠の社外監査役候補者とした理由、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由について

(1) 補欠の社外監査役候補者とした理由について

公認会計士及び税理士として培われた豊富な会計・税務知識を、監査役に就任された場合に当社の監査に反映していただくためであります。

(2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について

石渡信行氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び税理士として企業の実務に携わっており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

4. 責任限定契約について

石渡信行氏が監査役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額(会社法第425条第1項に定める最低責任限度額)を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名に対し、当社所定の基準（本招集ご通知17頁ご参照）に基づき、当期の業績等を総合的に勘案し、賞与総額147,000,000円を支給したいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

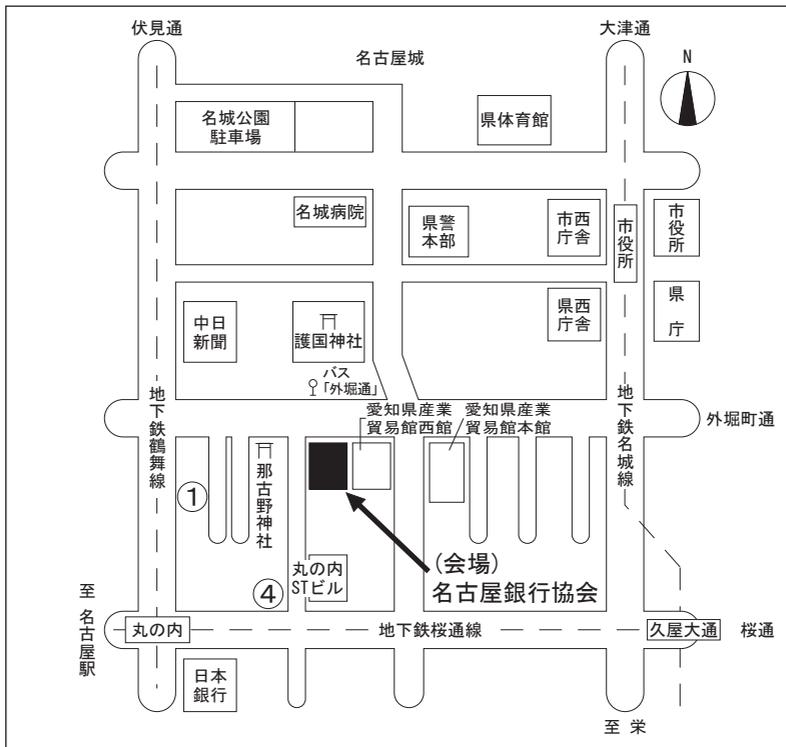
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール

交通機関

- 地下鉄 桜通線・鶴舞線「丸の内駅」①・④番出口より徒歩6分
- 市バス 名古屋市バスターミナルより「外堀通」下車すぐ



- ◎ 当日の受付開始時間は午前9時を予定いたしております。
- ◎ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

